

R8 年度年末たすけあい募金配分 変更箇所まとめ

項目	R7 年度	R8 年度（今回）
1. 年末たすけあい募金実績額による申請上限額制限の撤廃について (p.1 <u>1 対象となる団体</u> (1) 地域団体)	同一の地区連合エリアからの申込総額上限は、当該連合の昨年度年末たすけあい募金実績額以内としていました。また、単位町内会への配分額は、昨年度年末たすけあい募金実績額の 80%以内となる場合があると規定していました。	左記制限を撤廃しました。
2. 「ボランティア団体」の範囲について (p.1 <u>1 対象となる団体</u> (2) 福祉団体)	特段の規定なし	「自治会町内会に加入している世帯、特定のマンション住民、団体の会員に限定せず、幅広く参加を募る事業・取組を行う団体のことを指します」と範囲を明確化しました。
3. 地域活動ホーム等の提供するプログラムについて (p.2 <u>分野3</u> 障害児・者支援事業)	「地域活動ホームや地域活動支援センター作業所型、障害福祉サービス事業所、中途障害者地域活動センター等が、事業所のプログラムとして実施する事業は対象外となります」との規定のみでした。	財源のすべてが自主財源で充当される事業のみを対象とし、法律や条令等に基づく事業、報酬の対象となる事業、委託料や補助金が財源となっている事業は対象外であると範囲を明確化しました。
4. 実行委員会形式での申請について (p.2 <「実行委員会」形式での申請における注意点>)	特段の規定なし	指定管理者等が代表者や連絡先、会計担当者になることはできないこと、自主財源に委託料や指定管理費を充てることはできないことを決めました。
5. 対象者・事業の参加者が参加しない「懇親会・打ち上げ・反省会」等の費用計上について (p.5 <u>6 注意事項</u>)	特段の規定なし	「懇親会・打ち上げ・反省会」等の費用は予算・決算書上に記載できない旨を規定しました。
6. 対象者や参加者に配布される金券の費用計上について (p.5 <u>6 注意事項</u>)	特段の規定なし	金券購入費用（担い手への活動費は除く）は予算・決算書上に記載できない旨を規定しました。※
7. [申込書]ふれあい助成金の利用状況チェック欄について	なし	ふれあい助成金を利用している場合にチェックをつける欄を新設しました。
8. [予算]自主財源「団体自己負担・団体の持ち出し」欄について	なし	申請団体の自己負担額を記入する欄を新設しました。

※「一律に配布」するだけでなく、「上位賞」などとして特定の対象者・参加者に配布する場合も含まれます。